

自己評価報告書

平成 23 年 4 月 20 日現在

機関番号：32683

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20730042

研究課題名（和文） 食品・農産物の品質確保と公的介入に関する比較法的研究

研究課題名（英文） Comparative Study on Food Quality Policy and Public Intervention

研究代表者

蛭原 健介 (EBIHARA KENSUKE)

明治学院大学・法学部・准教授

研究者番号：00328973

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：ワイン、農産物、地理的表示、EU、消費者保護、品質確保

1. 研究計画の概要

近年、日本や諸外国において、食品の安全に対する関心が高まっているが、日本では、食品安全以外の食品の品質に関する措置は軽視されがちである。これに対して、EU加盟国では、安全を含む食品の一般的品質のみならず、伝統や文化に由来する特別な品質、環境保全への配慮などからなる社会的品質が食品安全の確保と一体的に追求され、制度が確立されてきた。そしてその代表例が、フランスにおけるワイン等の原産地呼称制度である。本研究では、安全確保の前提となる食品・農産物の品質確保のための立法・行政等による公的介入のあり方、そしてEU加盟国をはじめ世界各国における食品の品質確保に関する諸制度の特徴や課題を明らかにし、いかなる制度が日本において導入可能であるかを検討する。国内の生産者や自治体とも連携しながら、比較法をふまえて、日本の食文化と伝統にも適合する制度の具体的な提案を試みていくことで、この分野における実務や学界の進展に寄与することをめざす。

2. 研究の進捗状況

(1) これまでは、食品・農産物のうち、主としてEUのワイン部門の諸制度を考察し、2008年以降のワイン共通市場制度改革が各加盟国の国内法やEU域外の第三国に与えた影響を分析してきた。日本ワインの輸出プロジェクトにあわせて、EU市場における様々な規制や複雑な手続を解明し、事業者に最新の情報を提供することができた。

(2) 他方で、諸外国の事例を参考にしながら、国内における品質確保制度の確立に向けて、地方自治体（山梨県産業支援課）とともに、具体的な法的支援の可能性を探ってきた。

日本との経済連携協定（EPA）の締結にあたり、EUが地理的表示制度の法整備を要求しているが、現行の法制度の下で、いかなる方策が可能であるかを検討し、具体的な提案を試みた。また、EUにおいて日本固有のブドウ品種である「甲州」のラベル表示は認められていなかったが、本研究を通して解決方法が明らかになり、最終的にはラベル表示が可能になった。

(3) EUの改革は、世界のワイン市場の動きと密接に関連している。そこで、原産地呼称・地理的表示の保護制度が国内・国外のワイン市場においていかなるインパクトを及ぼしているかを調査し、「ワインに関する消費者意識の日仏比較」「欧州共同体におけるワイン産業の持続可能性と共通市場制度改革」等の研究成果を発表した。

(4) 一連の研究に基づき、業界関係者に対する情報提供（山梨県ワイン酒造協同組合、日本輸入ワイン協会、日本醸造協会、サントリー等での講演）だけでなく、一般のワイン消費者に対する情報提供も行った。ワイン雑誌『ワイナート』では、「事例から学ぶワイン法」の連載を行っており、「ボトルの形をめぐる事件」「ワインとアルコール」「産地名と紛らわしい品種表示」等のテーマを取り上げた。

3. 現在までの達成度

①当初の計画以上に進展している。

(理由) 国内・国外の研究協力者からの研究支援や地方自治体、国会議員との連携が予想以上に進展した。また、EUとの経済連携協定の締結が現実味を帯びてくるなど、本研究の社会的意義が大きくなっている。ただし、研究活動を学内の業務や授業とどのように

調整するかが最大の課題である。

4. 今後の研究の推進方策

(1) 東日本大震災後、EUは日本との経済連携協定の締結に向けて交渉を開始することとした。その前提として、EUは日本に食品・農産物の地理的表示制度の法整備を要求しており、いかなる制度が望ましいのか早急に検討しなければならない状況にある。昨年、研究代表者らは、「日本ワイン法制定研究会」を発足させ、問題の検討に着手した。今後は、国会議員や関係省庁とも協議の上、これまでの比較法的研究をふまえ、具体案の作成に取り組んでいきたい。

(2) 同時に、地方自治体レベルでの動向にも注目しつつ、EUへの日本のワイン・農産物の輸出における法的障壁の分析と、具体的な解決策について検討を試みる。原発事故の風評被害が懸念される中、消費者に製品の安全性を保証する制度を構想することも課題になるであろう。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 17 件)

① 蛭原健介「山梨県産ワインの輸出に関するEU法上の諸問題——ラベル表示規制の紹介を中心として」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』13号(2010年12月)15~21頁(査読なし)

② Kensuke EBIHARA, Makiko OMURA, Sachihiko HIRAKAWA et Ken HASEGAWA, « Le indicazioni geografiche di origine ed il consumo del vino in Giappone », OICCE TIMES, no 43, Estate 2010, pp. 19-23. (査読なし)

③ 蛭原健介「激変する世界のワイン市場とワイン法の課題」『法律時報』82巻3号(2010年3月号)86~87頁(査読なし)

④ 蛭原健介「欧州共同体におけるワインラベル表示規制の改革について——欧州委員会規則607/2009の概要とその意義」『明治学院大学法学研究』88号(2010年1月)103~138頁(査読なし)

⑤ Kensuke EBIHARA, Makiko OMURA, Sachihiko HIRAKAWA et Ken HASEGAWA, « L'impact des indications géographiques d'origine sur la consommation de vin au Japon », Le Bulletin de l'OIV, vol. 82, n° 944-945-946, 2009, pp. 571-580. (査読あり)

⑥ 蛭原健介・大村真樹子「欧州共同体におけるワイン産業の持続可能性と共通市場制度改革——消費動向および生産調整制度に関する分析」『明治学院大学法学研究』87号

(2009年8月)23~62頁(査読なし)

⑦ 蛭原健介「理事会規則479/2008号におけるEU産ワインの表示に関する規制——原産地呼称・地理的表示の保護を中心として」『明治学院大学法学研究』86号(2009年1月)27~55頁(査読なし)

⑧ Kensuke EBIHARA, « Que font-ils ailleurs ? : Évolution des règles sur l'étiquetage des vins au Japon », La Revue des Oenologues, no 131, 2009, pp. 62-63. (査読あり)

⑨ Kensuke EBIHARA, « L'impact de la réforme de l'OCM vitivinicole : l'exemple japonais », Rivista di diritto alimentare, numero 2008-4, pp. 17-20. (査読なし)

⑩ 蛭原健介「ワインのラベル表示に関する欧州司法裁判所2008年3月13日先決裁定——欧州共同体における任意的記載事項の表示規制と消費者保護」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』9号(2008年12月)25~35頁(査読なし)

[学会発表] (計 3 件)

① Kensuke EBIHARA, Makiko OMURA, Sachihiko HIRAKAWA et Ken HASEGAWA, « L'impact des indications géographiques d'origine sur la consommation de vin au Japon », 32° Congrès Mondial de la Vigne et du Vin, THE WESTIN ZAGREB, Zagreb, Croatie, le 30 juin 2009

② Kensuke EBIHARA, « L'impact de la réforme dans les échanges avec les pays-tiers », Conférence internationale de l'Association International des Juristes du Droit de la Vigne et du Vin, Cognac, France, le 9 novembre 2008

③ Kensuke EBIHARA et Sachihiko HIRAKAWA, « L'étiquetage des vins et spiritueux au Japon », 31° Congrès Mondial de la Vigne et du Vin, VERONAFIERE, Vérone, Italie, le 17 juin 2008

[図書] (計 2 件)

① 『世界のワイン法』(日本評論社、2009年12月)

② 『フランスAOCワイン事典』(三省堂、2009年8月)

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ(比較ワイン法研究室)

<http://www1.meijigakuin.ac.jp/~ebihara/>